

4 水管第 498 号
令和 4 年 5 月 24 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）
の一部改正について（諮問第 390 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）
の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11
9 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

(別紙)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業

制限又は禁止

（略）
かつお・まぐろ
漁業

（略）
一〇二十一 （略）
二十二 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるあおぎめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、

北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

（略）

（略）

二十四〇二十八

（略）

改正前

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業

制限又は禁止

（略）
かつお・まぐろ
漁業

（略）
一〇二十一 （略）
（新設）

二十二 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、

北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十五号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

（略）

（略）

二十三〇二十七

（略）

附 則

この省令は、令和四年八月一日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案
及び漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第 4 かつお・まぐろ漁業
の項第 22 号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた期間を定める件の制
定について

(北大西洋あおざめ採捕等禁止措置の担保関係)

令和 4 年 5 月
水産庁国際課

1 趣旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和 44 年条約第 1 号）第 1 条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）については、同条約第 3 条 1 に基づく大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「I C C A T」という。）において、かつお・まぐろ類等における資源の保存管理に必要な管理措置を採択し、締約国等は義務的措置の適用を確保するための国際的取締りのための制度を設けることを求められている。

令和 3 年 11 月に開催された I C C A T 年次会合において、令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの期間において、大西洋条約海域のうち北緯 5 度以北の海域で漁獲されるあおざめ（以下「北大西洋あおざめ」という。）の採捕禁止を定めた保存管理措置が採択された。また、当該措置は暫定的に 2 年間としての期限に限るものとして導入されたが、採捕禁止期間は今後変更される可能性がある。

これを受け、我が国では、当該保存管理措置を担保し、北大西洋あおざめの資源管理に寄与するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）の一部を改正する等の所要の手当てを行うこととする。

2 概要

許可省令第 23 条及び同条に関する別表第 4 のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

このため、本省令改正では、許可省令別表第 4 のかつお・まぐろ漁業の項第 22 号の規定において、大西洋条約海域のうち北緯 5 度以北の海域におけるあおざめの採捕について、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する旨の規定を新設する。

併せて同規定に基づき、令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの期間において、北大西洋あおざめの採捕を禁止する告示を定めることとする。

3 スケジュール

令和 4 年 6 月上旬 省令及び告示の公布

令和 4 年 8 月 1 日 省令の施行

令和 4 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日 告示で定める採捕禁止期間

○農林水産省告示第 号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の規定に基づき、農林水産大臣が定めた期間を次のように定める。

令和四年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和六年七月三十一日までとする。